

平成二十六年文部科学省・経済産業省令第二号

特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十条第一項及び第四項（第二十一条第五項において準用する場合を含む。）並びに第二十一条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令を次のように定める。

（用語の定義）

第一条 この省令において使用する用語は、産業競争力強化法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（特定研究成果活用支援事業計画の認定の申請）

第二条 法第十九条第一項の規定により特定研究成果活用支援事業計画の認定を受けようとする者（次項並びに次条第一項及び第二項において「申請者」という。）は、様式第一による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。

- 一 申請者が法人である場合（申請者が特定研究成果活用支援事業を実施する法人を設立しようとする者である場合を含む。）次に掲げる書類
 - イ 当該法人の定款の写し又はこれに準ずるもの及び当該法人が登記している場合にあつては、当該登記に係る登記事項証明書
 - ロ 当該法人の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合にあつては、これらに準ずるもの）

ハ 当該法人の役員（取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項及び第七条第二項第一号ハにおいて同じ。）（申請者が特定研究成果活用支援事業を実施する法人を設立しようとする者である場合にあつては、当該法人の役員になろうとする者。ルにおいて同じ。）が特定研究成果活用事業者（国立大学法人等における技術に関する研究成果を、その事業活動において活用する者をいう。以下この項において同じ。）に対する当該事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援（以下この項において単に「支援」という。）の実施に必要な知識、能力及び実績を有することを証する書類

ニ 当該法人が特定研究成果活用支援事業を円滑かつ確実に実施することができる体制を有することを証する書類

ホ 当該法人に対する法第二十一条の規定による特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助が見込まれることその他の当該法人と国立大学法人等との間の連携協力体制を説明する書類

ヘ 次の（一）又は（二）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（一）又は（二）に定める書類

- （1） 当該法人が特定研究成果活用支援事業を実施するに当たり法令上行政機関の許可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許可等をいう。次号ヘ（一）において同じ。）を必要とする場合 当該許可等があつたこと又はこれを受けなければならないことを証する書類

（2） 当該法人が特定研究成果活用支援事業を実施するに当たり法令上行政機関に届出（行政手続法第二条第七号に規定する届出をいう。次号ヘ（二）において同じ。）をしなければならない場合 当該届出をしたこと又はこれをするのできることを証する書類

ト 当該法人が実施する特定研究成果活用支援事業の収益の目標を定める書類

チ 当該法人が支援の対象となる特定研究成果活用事業者及び当該支援の内容を決定するに当たつて従うべき基準を定める書類

リ 当該法人が特定研究成果活用支援事業を実施するに当たり必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

又 当該法人が次のいずれにも該当しないことを証する書類

- （1） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この（一）において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この項において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するもの

（2） 法若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。ル（4）及び次号ヌ（2）において同じ。）に処せられ、その執行を受けることがなくなった日から五年を経過しないもの

ル 当該法人の役員が次のいずれにも該当しないことを証する書類

- （1） 精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- （2） 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取扱われている者
- （3） 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- （4） 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

（5） 暴力団員等

（6） 認定特定研究成果活用支援事業者が法第二十条第二項又は第三項の規定により認定を取り消された時において当該認定特定研究成果活用支援事業者の役員又はその無限責任組合員たる法人の役員であつた者であつて、その取消しの日から五年を経過しないもの

ニ 申請者が投資事業有限責任組合である場合（申請者が特定研究成果活用支援事業を実施する投資事業有限責任組合を投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によつて成立させようとする者（ロ及びブルにおいて「組合成立予定者」という。）である場合を含む。）次に掲げる書類

イ 当該投資事業有限責任組合の組合契約書の写し又はこれに準ずるもの及び当該投資事業有限責任組合が登記している場合にあつては、当該登記に係る登記事項証明書

ロ 当該投資事業有限責任組合及びその無限責任組合員たる法人（申請者が組合成立予定者である場合にあつては、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員になろうとする法人。以下この号において同じ。）の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合にあつては、これらに準ずるもの）

ハ 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員たる法人の役員が特定研究成果活用事業者に対する支援の実施に必要な知識、能力及び実績を有することを証する書類

ニ 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員たる法人が特定研究成果活用支援事業を円滑かつ確実に実施することができる体制を有することを証する書類

ホ 当該投資事業有限責任組合に対する法第二十一条の規定による特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助が見込まれることその他の当該投資事業有限責任組合と国立大学法人等との間の連携協力体制を説明する書類

ヘ 次の（一）又は（二）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（一）又は（二）に定める書類

- (1) 当該投資事業有限責任組合が特定研究成果活用支援事業を実施するに当たり法令上行政機関の許認可等を必要とする場合 当該許認可等があったこと又はこれを受けることができることを証する書類
 - (2) 当該投資事業有限責任組合が特定研究成果活用支援事業を実施するに当たり法令上行政機関に届出をしなければならない場合 当該届出をしたこと又はこれを行うことができることを証する書類
 - ト 当該投資事業有限責任組合が実施する特定研究成果活用支援事業の収益の目標を定める書類
 - チ 当該投資事業有限責任組合が支援の対象となる特定研究成果活用事業者及び当該支援の内容を決定するに当たって従うべき基準を定める書類
 - リ 当該投資事業有限責任組合が特定研究成果活用支援事業を実施するに当たり必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類
 - ヌ 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員たる法人が次のいずれにも該当しないことを証する書類
 - (1) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの
 - (2) 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しないもの
 - (3) その役員のうちに前号ル(1)から(6)までのうちいずれかに該当する者があるもの
 - ル 当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員(申請者が組合成立予定者である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員になるうとする者)が次のいずれにも該当しないことを証する書類
 - (1) 暴力団員等
 - (2) 法人でその役員のうちに(1)に該当する者があるもの
 - (3) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの
 - 3 第一項の認定の申請に係る特定研究成果活用支援事業計画の実施期間は、十五年を超えないものとする。
- (特定研究成果活用支援事業計画の認定)
- 第三条** 主務大臣は、法第十九条第一項の規定により特定研究成果活用支援事業計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めにも照らしてその内容を審査し、当該特定研究成果活用支援事業計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書に次のように記載し、これを認定書として申請者に交付するものとする。
- 「産業競争力強化法第19条第1項の規定に基づき同法第2条第10項に規定する特定研究成果活用支援事業を実施する者として認定する。」
- 2 主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第二による書面を申請者に交付するものとする。
 - 3 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第三により、当該認定の日付、当該認定特定研究成果活用支援事業者の名称、当該認定特定研究成果活用支援事業計画の内容並びに特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期を公表するものとする。
- (認定特定研究成果活用支援事業計画の変更に係る認定の申請及び認定)
- 第四条** 認定特定研究成果活用支援事業計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第二十条第一項の変更の認定を要しないものとする。この場合において、当該軽微な変更を行った認定特定研究成果活用支援事業者は、速やかに、様式第四によりその旨を主務大臣に届け出なければならない。

- 2 法第二十条第一項の規定により特定研究成果活用支援事業計画の変更の認定を受けようとする認定特定研究成果活用支援事業者は、様式第五による申請書を主務大臣に提出しなければならない。
 - 3 前項の申請書の提出は、変更前の認定特定研究成果活用支援事業計画の写しを添付して行わなければならない。
 - 4 第二項の変更の認定の申請に係る特定研究成果活用支援事業計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定特定研究成果活用支援事業計画に従って特定研究成果活用支援事業を実施した期間を含め、二十年を超えないものとする。
 - 5 主務大臣は、第二項の変更の認定の申請に係る特定研究成果活用支援事業計画の提出を受けた場合において、速やかに法第十九条第三項の定めにも照らしてその内容を審査し、当該特定研究成果活用支援事業計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書に次のように記載し、これを認定書として当該認定特定研究成果活用支援事業者に交付するものとする。
 - 6 「産業競争力強化法第20条第1項の規定に基づき認定する。」
 - 7 主務大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第六による書面を当該認定特定研究成果活用支援事業者に交付するものとする。
 - 8 主務大臣は、第五項の変更の認定をしたときは、様式第七により、当該認定の日付、当該認定特定研究成果活用支援事業者の名称、当該認定特定研究成果活用支援事業計画の内容並びに特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期を公表するものとする。
- (認定特定研究成果活用支援事業計画の変更の指示)
- 第五条** 主務大臣は、法第二十条第三項の規定により認定特定研究成果活用支援事業計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第八による書面を当該変更を指示する認定特定研究成果活用支援事業者に交付するものとする。
- (認定特定研究成果活用支援事業計画の取消し)
- 第六条** 主務大臣は、法第二十条第二項又は第三項の規定により認定特定研究成果活用支援事業計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第九による書面を当該認定が取り消される認定特定研究成果活用支援事業者に交付するものとする。
- 2 主務大臣は、認定特定研究成果活用支援事業計画の認定を取り消したときは、様式第十により、当該取消の日付、当該認定を取り消した者の名称及び当該取消の理由を公表するものとする。

(実施状況の報告)

第七条 認定特定研究成果活用支援事業者は、認定特定研究成果活用支援事業計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、様式第十一により主務大臣に報告しなければならない。
- 2 前項の報告には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。
- 一 認定特定研究成果活用支援事業者が法人である場合 次に掲げる書類
- イ 当該法人の定款の写し
- ロ 当該法人の会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百三十五条第二項に定める計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書
- ハ 当該法人が第二条第二項第一号ヌ(1)及び(2)のいずれにも該当しないこと並びに当該法人の役員が同号ル(1)から(6)までのいずれにも該当しないことを証する書類
- ニ 認定特定研究成果活用支援事業者が投資事業有限責任組合である場合 次に掲げる書類
- イ 当該投資事業有限責任組合の組合契約書の写し
- ロ 当該投資事業有限責任組合の貸借対照表、損益計算書及び業務報告書並びにこれらの附属明細書(以下このロにおいて「財務諸表等」という。)及び財務諸表等に係る公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を

含む。）又は監査法人の意見書（業務報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。）

ハ 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員たる法人が第二条第二項第二号又（１）から（３）までのいずれにも該当しないこと及び当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が同号ル（１）から（３）までのいずれにも該当しないことを証する書類

附 則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 （平成三〇年七月六日文科科学省・経済産業省令第二号）

この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

附 則 （令和元年六月二十八日文科科学省・経済産業省令第二号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 （令和元年二月一三日文科科学省・経済産業省令第三号）

この省令は、令和元年十二月十四日から施行する。

附 則 （令和二年二月二十五日文科科学省・経済産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和五年一月一〇日文科科学省・経済産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

様式第一（第2条第1項関係）

様式第一（第2条第1項関係）（平30文科経産令2・令元文科経産令2・令2文科経産令1・一部改正）

特定研究成果活用支援事業計画の認定申請書
年 月 日

文部科学大臣 殿
経済産業大臣 殿

（特定研究成果活用支援事業を実施する者）
住 所
名 称
代表者の氏名
（無限責任組合員たる法人）
住 所
名 称
代表者の氏名

産業競争力強化法第19条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 特定研究成果活用支援事業を実施する者に関する事項
 2. 特定研究成果活用支援事業の内容及び実施時期
 3. 特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法（備考）
 1. 特定研究成果活用支援事業を実施する者が法人である場合にあっては、無限責任組合員たる法人の住所、名称及び代表者の氏名は不要とする。
 2. 申請者が特定研究成果活用支援事業を実施する法人を設立しようとする者である場合にあっては、当該法人の発起人の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名を記載するものとする。
 3. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- （記載要領）
1. 特定研究成果活用支援事業を実施する者に関する事項（申請者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員たる法人についても、同様の書類を提出するものとする。）
 - ①名称、所在地（※1）、代表者、連絡先、設立年月日（予定年月日）、資本金又は出資金、出資者及びそれぞれの持株数又は持分口数、議決権等の構成（※2）、役職員の構成（※3）、組織図、役職員数、役職員の業績評価の基率及び報酬の水準
 - ②特定研究成果活用支援事業以外に実施する予定の事業の内容

- ③特定研究成果活用支援事業の収益の目標
2. 特定研究成果活用支援事業の内容及び実施時期
- (1)特定研究成果活用支援事業による支援の対象とする特定研究成果活用事業の内容、業種、事業の成長段階
- (2)支援先の特定研究成果活用事業者に対して実施する予定の助言、資金供給その他の支援の内容
- (3)その他特定研究成果活用支援事業の実施方法
- (4)特定研究成果活用支援事業の実施時期
3. 特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の額、その根拠、資金調達を行う時期、出資の募集の対象者並びに出資の応募の状況及び見込みを記載する。
- ※1 特定研究成果活用支援事業を実施する者の本拠となる場所の住所を記載するものとする。
- 申請者が法人である場合（申請者が特定研究成果活用支援事業を実施する法人を設立しようとする者である場合を含む。※2において同じ。）にあっては、当該法人の主たる事務所の住所を記載する。
 - 申請者が投資事業有限責任組合である場合（申請者が特定研究成果活用支援事業を実施する投資事業有限責任組合を投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立させようとする者である場合を含む。※2において同じ。）にあっては、当該投資事業有限責任組合の事務所の住所を記載する。
- ※2 特定研究成果活用支援事業を実施する者における資本等の構成を記載するものとする。
- 申請者が法人である場合にあっては、国立大学法人等その他出資者が当該法人に対して出資を行うことにより有する議決権の数の当該法人の議決権の総数に占める割合を記載する。
 - 申請者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、国立大学法人等その他出資者が当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員たる法人に対して出資を行うことにより有する議決権の数の当該法人の議決権の総数に占める割合を記載する。
- ※3 常勤・非常勤の区別が明らかになるよう記載する。また、役員の経歴及び当該役員が特定研究成果活用事業者に対する支援の実施に必要な知識、能力及び実績を有することを説明する資料を添付する。

様式第二（第3条第2項関係）（省元文料組企画2・一部改正）

特定研究成果活用支援事業計画の不認定通知書

年 月 日

殿

文部科学大臣 名

経済産業大臣 名

令和 年 月 日付けで認定申請のあった特定研究成果活用支援事業計画

については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第三（第3条第3項関係）（省元文科経産令2・一部改正）
特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
2. 認定特定研究成果活用支援事業者の名称
3. 認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容
4. 特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期
- （備考）
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- （記載要領）
1. 「3. 認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容」中、認定特定研究成果活用支援事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。
2. 「4. 特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期」中、特定研究成果活用支援事業の終了時期は、認定特定研究成果活用支援事業者が投資事業有限責任組合である場合に公表し、当該投資事業有限責任組合の存続期間の終了の日とする。

様式第四（第4条第1項関係）（省元文科経産令2・令2文科経産令1・一部改正）
認定特定研究成果活用支援事業計画の軽微な変更の届出書

年 月 日

文部科学大臣 殿
経済産業大臣 殿

（認定特定研究成果活用支援事業者）

住 所
名 称
代表者の氏名
（無限責任組合員たる法人）
住 所
名 称
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた特定研究成果活用支援事業計画について下記のとおり軽微な変更をしたので、特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令第4条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 変更事項

2. 変更事項の内容

（備考）

1. 認定特定研究成果活用支援事業者が法人である場合にあっては、無限責任組合員たる法人の住所、名称及び代表者の氏名は不要とする。

2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第五（第4条第2項関係）（平30文科経産令2・令元文科経産令2・令2文科経産令1・一部改正）

認定特定研究成果活用支援事業計画の変更認定申請書

年 月 日

文部科学大臣 殿
経済産業大臣 殿

（認定特定研究成果活用支援事業者）

住 所
名 称

代表者の氏名

（無限責任組合員たる法人）

住 所
名 称

代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた特定研究成果活用支援事業計画について下記のとおり変更したいので、産業競争力強化法第20条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項
2. 変更事項の内容
（備考）
1. 認定特定研究成果活用支援事業者が法人である場合にあっては、無限責任組合員たる法人の住所、名称及び代表者の氏名は不要とする。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
（記載要領）
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第六（第4条第6項関係）（令元文科経産令2・一部改正）

特定研究成果活用支援事業計画の変更不認定通知書

年 月 日

殿

文部科学大臣 名
経済産業大臣 名

令和 年 月 日付けで変更認定申請のあった特定研究成果活用支援事業計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

- （備考）
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
（記載要領）
認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第七（第4条第7項関係）（令元文科経産令2・一部改正）

変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日

2. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業者の名称

3. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容

4. 変更後の特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

（記載要領）

1. 「3. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容」中、認定特定研究成果活用支援事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

2. 「4. 変更後の特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期」中、特定研究成果活用支援事業の終了時期は、認定特定研究成果活用支援事業者が投資事業有限責任組合である場合に公表し、当該投資事業有限責任組合の存続期間の終了の日とする。

様式第八（第5条関係）（令元文科経産令2・一部改正）

認定特定研究成果活用支援事業計画の変更指示の通知書

年 月 日

殿

文部科学大臣 名

経済産業大臣 名

年 月 日付けで認定をした特定研究成果活用支援事業計画について、下記の理由により変更を指示します。

記

変更を指示する理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

（記載要領）

変更を指示する理由を具体的に記載する。

様式第九（第6条第1項関係）（省元文科経産省2・一部改正）
認定特定研究成果活用支援事業計画の認定取消し通知書
年 月 日
殿
文部科学大臣 名
経済産業大臣 名
年 月 日付けで認定をした特定研究成果活用支援事業計画について、下記の理由により認定を取り消します。
記
認定を取り消す理由
（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
（記載要領）
認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第十（第6条第2項関係）（省元文科経産省2・一部改正）
認定特定研究成果活用支援事業計画の認定取消しの公表
1. 認定取消しの年月日
2. 認定を取り消した者の名称
3. 認定取消しの理由
（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
（記載要領）
1. 認定取消しの理由
(1)認定取消しの理由となっているものを具体的に記載する。
(2)事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第十一（第7条第1項関係）（令和5文科経産省2・令和5文科経産省1・一部改正）
令和 年度における認定特定研究成果活用支援事業計画の実施状況報告書
年 月 日
文部科学大臣 殿
経済産業大臣 殿

（認定特定研究成果活用支援事業者）
住 所
名 称
代表者の氏名
（無限責任組合員たる法人）
住 所
名 称
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた特定研究成果活用支援事業計画の令和 年度の実施状況を下記のとおり報告します。
記

1. 実施した特定研究成果活用支援事業の内容
2. その他
（備考）
1. 認定特定研究成果活用支援事業者が法人である場合にあっては、無限責任組合員たる法人の住所、名称及び代表者の氏名は不要とする。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
（記載要領）
1. 実施した特定研究成果活用支援事業の内容
別表により、認定特定研究成果活用支援事業者が実施した特定研究成果活用支援事業の内容を記載する。ただし、別表にて定める事項が全て記載された書類が他にある場合にあっては、当該書類の提出をもってこれに代えることができる。
2. その他
認定特定研究成果活用支援事業者の出資者に変更が生じた場合には、その旨を変更前と変更後を対比して記載する。

別表1
実施した特定研究成果活用支援事業の内容（特定研究成果活用事業者の株式等の取得を伴うもの）

	①	②	③	④	⑤	⑥
1						
2						
3						
4						
合計						

- ①取得した株式等の発行会社の名称
②取得した株式等の発行会社の住所及び代表者名
③取得した株式等の発行会社が実施する事業の内容及び概況並びに当該事業の成長発展の段階
④取得した株式等の発行会社に対して実施した経営又は技術の指導の内容
⑤令和 年度に取得した株式等の取得価額及びその取得の方法
⑥認定特定研究成果活用支援事業計画の実施期間中に取得した株式等の取得価額の総額
（例）
※1 認定特定研究成果活用支援事業者がその事業年度の年度末時点で保有する株式等の発行会社全てについて記載する。
※2 認定特定研究成果活用支援事業者が株式等の取得に当たって審査を実施した件数及び実際に株式等を取得することを決定した件数を併せて記載する。

別表2
実施した特定研究成果活用支援事業の内容（特定研究成果活用支援事業を行う投資事業有限責任組合の持分の取得）

	①	②	③	④	⑤	⑥
1						
2						
3						
4						
合計						

①持分を取得した投資事業有限責任組合の名称
②持分を取得した投資事業有限責任組合の無限責任組合員の住所及び代表者名
③持分を取得した投資事業有限責任組合の実施する事業の内容及び概況
④令和 年度に取得した持分の取得価額（取得口数）及び当該投資事業有限責任組合の総出資口数に占める取得割合並びにその取得の方法
⑤認定特定研究成果活用支援事業計画の実施期間中に取得した持分の取得価額の総額及び当該投資事業有限責任組合における受入出資金の総額に対する割合
⑥持分を取得した投資事業有限責任組合が特定研究成果活用事業者に対して資金供給している金額の、当該投資事業有限責任組合の資金供給額の総額に対する割合

例

※1 認定特定研究成果活用支援事業者がその事業年度の年度末時点で持分を有する投資事業有限責任組合の全てについて記載する。
※2 認定特定研究成果活用支援事業者が持分の取得に当たって審査を実施した件数及び実際に持分を取得することを決定した件数を併せて記載する。

別表3（持分を取得した投資事業有限責任組合の名称： ）
持分を取得した投資事業有限責任組合における特定研究成果活用事業者に対する支援の内容

	①	②	③	④	⑤	⑥
1						
2						
3						
4						
合計						

①取得した株式等の発行会社の名称
②取得した株式等の発行会社の住所及び代表者名
③取得した株式等の発行会社が実施する事業の内容及び概況並びに当該事業の成長発展の段階
④取得した株式等の発行会社に対して実施した経営又は技術の指導の内容
⑤令和 年度に取得した株式等の取得価額及びその取得の方法
⑥認定特定研究成果活用支援事業計画の実施期間中に取得した株式等の取得価額の総額

例

※1 別表2に記載した投資事業有限責任組合ごとにそれぞれ作成する。ただし、別表3にて定める事項が全て記載された書類が他にある場合にあっては、当該書類の提出をもってこれに代えることができる。
※2 当該投資事業有限責任組合がその事業年度の年度末時点で保有する株式等の発行会社全てについて記載する。
※3 当該投資事業有限責任組合が株式等の取得に当たって審査を実施した件数及び実際に株式等を取得することを決定した件数を併せて記載する。

別表 4
株式等の処分状況

	①	②	③	④	⑤	⑥
1						
2						
3						
4						
合計額						

①処分した株式等の発行会社の名称
②処分した株式等の発行会社の住所及び代表者名
③令和 年度に処分した株式等の取得価額、取得方法及び取得した年度
④令和 年度に処分した株式等の処分価額及び処分の方法
⑤株式等の取得から処分に至るまでに実施した経営又は技術の指導の内容、事業の発展の経緯その他経緯の概要
⑥認定特定研究成果活用支援事業計画の実施期間中に処分した株式等の処分価額の総額
但し 認定特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画の実施期間中に処分した株式の発行会社全てについて記載する。

別表 5
投資事業有限責任組合の持分の処分状況

	①	②	③	④	⑤
1					
2					
3					
4					
合計額					

①持分を処分した投資事業有限責任組合の名称
②持分を処分した投資事業有限責任組合の無限責任組合員の住所及び代表者名
③令和 年度に処分した持分の取得価額
④令和 年度に処分した持分の処分価額及び処分の方法
⑤認定特定研究成果活用支援事業計画の実施期間中に処分した持分の処分価額の総額
但し 認定特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画の実施期間中に処分した投資事業有限責任組合の持分全てについて記載する。